

【マイナンバー取得対象項目】

I 信用事業

	種別	利用目的	取得開始日	関係する商品	
信用事業	マル優	非課税貯蓄申告書	申告時	貯金、国債、投信	
		非課税貯蓄に関する異動申告書			
	マル特	特別非課税貯蓄申告書			財形貯金
		特別非課税貯蓄に関する異動申告書			
	教育資金	教育資金非課税申告書			譲渡性貯金
		教育資金管理契約に関する異動申告書			
	結婚・子育て	結婚・子育て資金非課税申告書		譲渡性貯金	
		結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書			
	財形	財産形成非課税住宅・年金申告書		譲渡性貯金	
		同 限度額変更・異動・転勤先異動・廃止申告書			
譲渡性貯金	譲渡性貯金の譲渡等に関する調査	譲渡発生時	譲渡性貯金		
事業	支払調書	利子等の支払調書	口座開設時 (既往先は初回利払時)	法人定期貯金(高 額先)、国債、投信	
		定期積金給付補填金の支払調書		法人定期積金	
		国外公社債等の利子等の支払調書		外貨MMF	
		株式等の譲渡の対価の支払調書		国債、投信	
		オープン型証券投資信託収益の分配金の支払調書			
特定口座等	特定口座年間取引報告書				
	非課税口座年間取引報告書				

II 共済事業

	種別	利用目的	取得開始日
共済	満期共済金	一律取得	満期日が平成28年1月1日以降
	死亡共済金等	生命系の死亡共済金:一律取得 入院・後遺障害共済金、建更・傷害・火災(臨時費用担保 特約)・団体の死亡共済金:取得不要 (※)支払調書の作成対象となった場合は後日取得	死亡日等が平成28年1月1日以降
事業	中途給付金	一律取得	発生日(応当日)が平成28年1月1日以降
	年金	一律取得	発生日(応当日)が平成28年1月1日以降
業	解約返戻金等	一律取得	異動日が平成28年1月1日以降
	転換消滅(建更)	転換照会時に要審査メッセージが出力された場合のみ 取得(平成28年4月～)	転換契約の契約日が平成28年1月1日以降

III その他事業

対象者	種別	利用目的	取得開始日		
役職員 (パート・ アルバイト 含む)	税務	源泉徴収票	28. 1. 1～		
		扶養控除等異動申告書	28. 1. 1～		
		保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書	28. 1. 1～		
		退職所得に関する申告書	28. 1. 1～		
		財産形成住宅貯蓄に関する申告書	28. 1. 1～		
		財産形成年金貯蓄に関する申告書	28. 1. 1～		
	社会保険	健康保険・厚生年金保険届出 (新規採用)	29. 1. 1～		
		健康保険・厚生年金保険申請・請求事務 (新規採用)	29. 1. 1～		
		雇用保険・労災保険届出	28. 1. 1～		
		雇用保険・労災保険申請・請求事務	28. 1. 1～		
		雇用保険・労災保険証明書作成	28. 1. 1～		
取引先		不動産取引に関する支払調書	28. 1. 1～	15万円超	
		報酬、料金、契約金及び賞金に関する支払調書	28. 1. 1～	5万円超	
組合員		配当及び剰余金の分配に関する支払調書	28. 1. 1～	3万円超	

マイナンバー法に基づく社会保障・税番号制度が導入され

平成28年1月1日より特定個人情報の取得が利用開始となります。

上記【マイナンバー取得対象項目】の利用目的に該当する場合には、特定個人情報の確認を行わせていただくことになります。

特定個人情報の確認は、以下のいずれかになります。

- ・ 個人番号カード（番号の確認と身元確認）による本人確認
- ・ 通知カード（番号の確認）と運転免許証など（身元確認）による本人確認
- ・ 個人番号の記載された住民票の写し等（番号の確認）と運転免許証など（身元確認）による本人確認

なお、特定個人情報においては、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

ご不明な点は、本店または最寄りの支店にお問い合わせください。